

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号の認定について（津山市）

5号（ロ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（1）（2）（3）（4）の事項に該当すること

- （1）営んでいる事業が全て中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （2）原油及び石油製品（以下「原油等」という）の仕入単価が20%以上上昇していること
- （3）原油等の売上原価に占める割合が20%以上であること
- （4）最近の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の同割合を上回っていること（売上高と仕入価格は3ヶ月間の数値）

認定に必要な書類：

- 1．中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ） - 2枚
- 2．1の認定申請書の添付書類（様式あり）
- 3．原油等の仕入単価を証明するもの（例）納品書、請求書等
- 4．売上原価を証明するもの（例）試算表等
- 5．複数の事業を営んでいる場合、事業ごとの最近1年間の売上高等を証明するもの
- 6．決算書（決算から6ヶ月経過している場合は試算表も添付）
- 7．営んでいる事業が全て指定業種に属することが分かる書類（例）売上傳票、許認可証等
- 8．本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

5号（ロ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（1）（2）（3）（4）の事項に該当すること

- （1）営んでいる事業のうち、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （2）主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油及び石油製品（以下「原油等」という）の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること
- （3）主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上であること
- （4）主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の同割合を上回っていること（売上高と仕入価格は3ヶ月間の数値）

認定に必要な書類：

- 1．中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ） - 2枚
- 2．1の認定申請書の添付書類（様式あり）
- 3．原油等の仕入単価を証明するもの（例）納品書、請求書等
- 4．売上原価を証明するもの（例）試算表等
- 5．最近3ヶ月間の企業全体の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- 6．5の前年同期の企業全体の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- 7．最近3ヶ月間の主たる業種の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- 8．7の前年同期の主たる業種の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
- 9．事業ごとの最近1年間の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等

10. 決算書（決算から6ヶ月経過している場合は試算表も添付）
11. 主たる事業が指定業種に属することが分かる書類（例）売上傳票、許認可証等
12. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

5号（ロ） - （指定不況業種に属し売上が減少している中小企業者）

要件：次の（1）（2）（3）（4）（5）の事項に該当すること

- （1）営んでいる事業のうち、1つ以上の事業が中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属すること
- （2）指定業種に係る原油及び石油製品（以下「原油等」という）の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること
- （3）企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上であること
- （4）指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の同割合を上回っていること（売上高と仕入価格は3ヶ月間の数値）
- （5）企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の全同期の売上高に占める指定業種の原油等の割合を上回っていること

認定に必要な書類：

1. 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ） - 2枚
2. 1の認定申請書の添付書類（様式あり）
3. 原油等の仕入単価を証明するもの（例）納品書、請求書等
4. 売上原価を証明するもの（例）試算表等
5. 最近3ヶ月間の企業全体の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
6. 5の前年同期の企業全体の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
7. 最近3ヶ月間の指定業種の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
8. 7の前年同期の指定業種の売上高等を証明するもの（例）試算表、売上台帳等
9. 決算書（決算から6ヶ月経過している場合は試算表も添付）
10. 指定業種に属する事業を営んでいることが分かる書類（例）売上傳票、許認可証等
11. 本人以外が申込に来られる場合は本人からの委任状（様式自由）

指定業種等については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

<問合せ先> 津山市経済文化部産業支援課商工振興係

32 - 2080